

# 平成24年度組織改正

平成24年3月30日  
京都地方税機構  
(TEL 075-414-4499)

## 1 概要

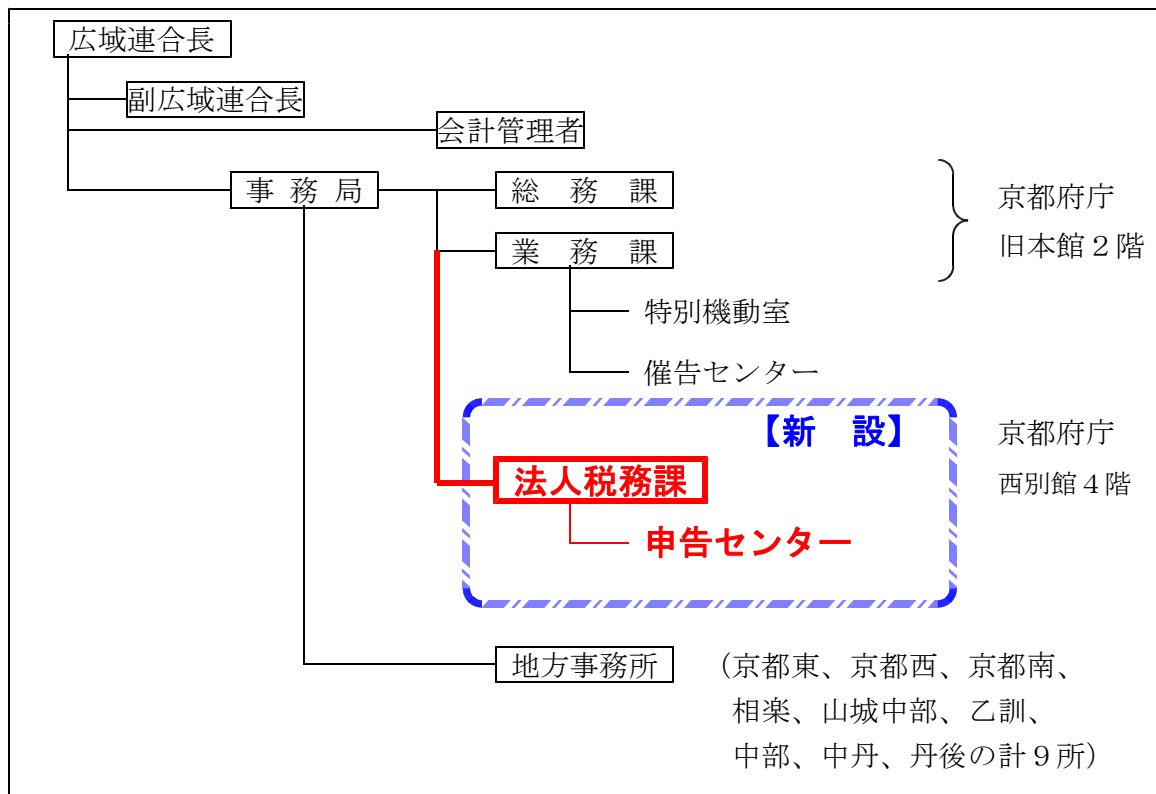
平成22年4月から本格的に行ってきた26構成団体から移管を受けた案件の滞納整理業務に加え、平成23年8月の規約変更に伴い、平成24年4月から法人関係税課税事務共同化(※)を開始。

※ 法人府民税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）及び法人市町村民税に係る申告用紙の一括発送、申告書等の受付、申告内容の登録や調査など、構成団体である京都府と京都市を除く府内25市町村が税額を決定するための各種事務を共同処理。

法人関係税課税事務共同化に係る体制整備を図るため、本部事務局に「法人税務課」を新設。

現在、26構成団体から計186名の職員派遣を受け、本部事務局を含めた計10拠点で業務を行っているが、派遣職員数を31名増員し、法人税務課を含め計11拠点、計217名の体制で業務を執行。（総務課及び業務課は京都府庁旧本館2階、法人税務課は京都府庁西別館4階を借用）

## 2 組織改正



# 京都地方税機構

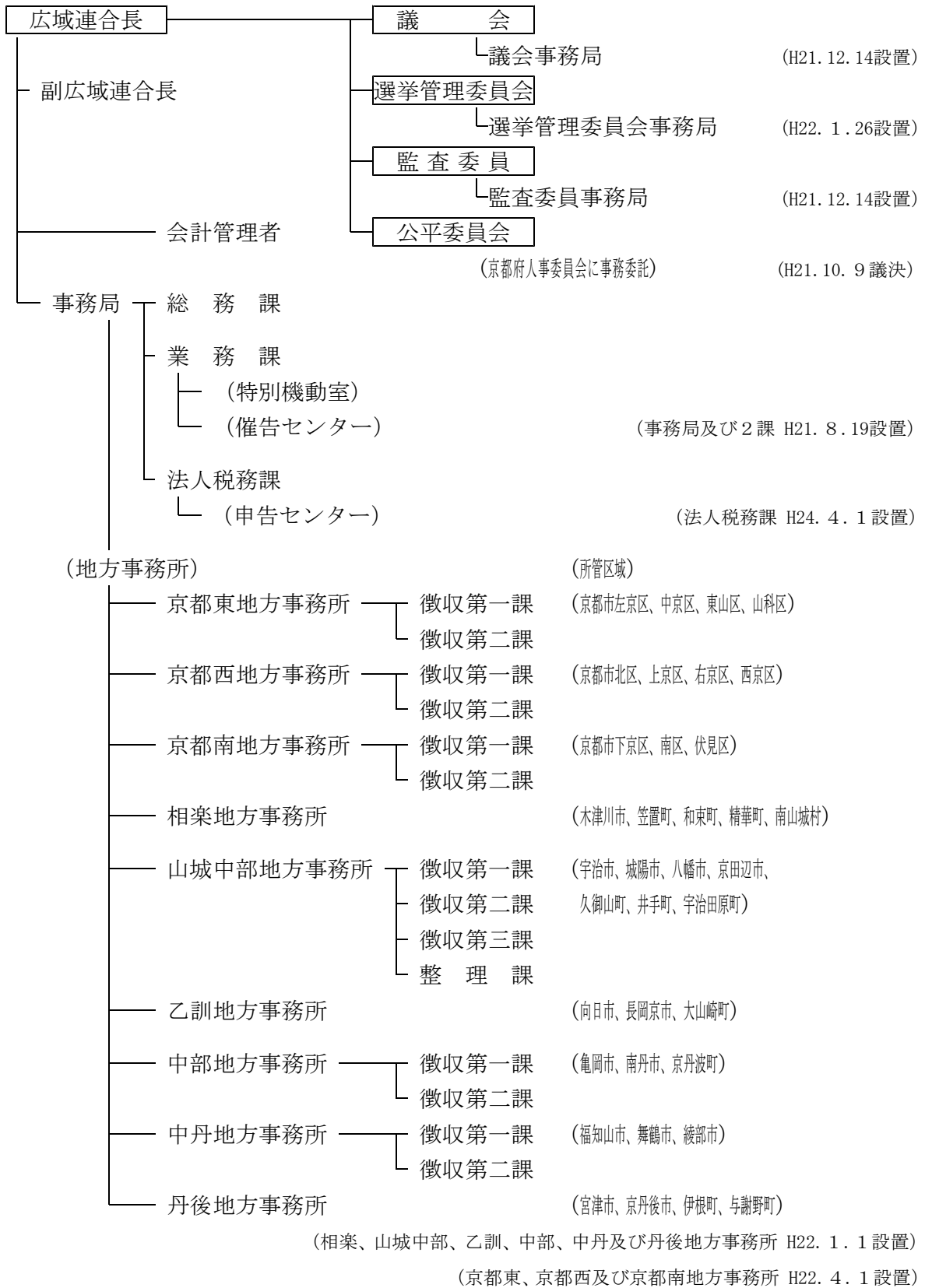
## 広域連合長・議長等

平成23年9月10日現在

- 広域連合長
  - 久保田 勇 (宇治市長)
- 副広域連合長
  - 中山 泰 (京丹後市長)
  - 木村 要 (精華町長)
  - 太田 昇 (京都府副知事)
- 議会議長
  - 植田 喜裕 (京都府議会選出議員)
- 議会副議長
  - 西村 正之 (舞鶴市議会選出議員)
- 選挙管理委員
  - 田中英世 (京都府選挙管理委員) 委員長
  - 坂田 緑郎 (京都府選挙管理委員)
  - 荘司 泰男 (京都府選挙管理委員)
  - 佐々木 明 (京都府選挙管理委員)
- 監査委員
  - 小泉 興洋 (議会選任) (大山崎町議会選出議員)
  - 田畑 豊 (識見選任) (城陽市監査委員)

# 京都地方税機構組織図

(広域連合設立許可 H21. 8. 5)



## 事務局

### 【総務課及び業務課】

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁旧本館 2階  
TEL 075-414-4499(代) FAX 075-411-1551

(特別機動室) TEL 075-414-4444

### 【法人税務課】

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 京都府庁西別館 4階  
TEL 075-414-5147(代) FAX 075-411-1560

(申告センター) TEL 075-414-5151 FAX 075-411-1550

## 地方事務所

### 【京都東地方事務所】

〒604-8162 京都市中京区烏丸通六角下る七観音町634 カラスマプラザ21 3階  
TEL 075-213-6371(代) FAX 075-213-6373

### 【京都西地方事務所】

〒615-0022 京都市右京区西院平町25 ライフプラザ西大路四条 5階  
TEL 075-326-3381(代) FAX 075-326-3384

### 【京都南地方事務所】

〒601-8047 京都市南区西洞院通九条下殿田町13 九条C I Dビル 2階  
TEL 075-692-1447(代) FAX 075-692-1450

### 【相楽地方事務所】

〒619-0214 木津川市木津上戸18-1 京都府木津総合庁舎 1階  
TEL 0774-72-5069(代) FAX 0774-72-5420

### 【山城中部地方事務所】

〒611-0043 宇治市伊勢田町新中ノ荒21-8 府立城南勤労者福祉会館 1階  
TEL 0774-46-0807(代) FAX 0774-46-0903

### 【乙訓地方事務所】

〒617-0006 向日市上植野町馬立8 京都府乙訓総合庁舎 2階  
TEL 075-933-7061(代) FAX 075-933-7063

### 【中部地方事務所】

〒621-0851 亀岡市荒塚町1-4-1 京都府亀岡総合庁舎別館 1階  
TEL 0771-22-3884(代) FAX 0771-22-3880

### 【中丹地方事務所】

〒620-0398 福知山市大江町河守285 福知山市大江支所 1階  
TEL 0773-56-0340(代) FAX 0773-56-0740

### 【丹後地方事務所】

〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226 京丹後市大宮庁舎 3階  
TEL 0772-68-1041(代) FAX 0772-68-1047

## 職員構成

区分 (派遣元構成 成団体名)	事務局	京都東 地方事務 所	京都西 地方事務 所	京都南 地方事務 所	相樂地 方事務 所	山城 中部地 方事務 所	乙訓地 方事務 所	中部地 方事務 所	中丹地 方事務 所	丹後地 方事務 所	計
京都府	37	18	16	17	3	14	5	5	10	4	129
木津川市	1				4						5
笠置町					1						1
和束町					1						1
精華町					2						2
南山城村					1						1
宇治市	2					10					12
城陽市	1					4					5
八幡市	1					4					5
京田辺市	1					4					5
久御山町	1					2					3
井手町						1					1
宇治田原町						1					1
向日市	1						3				4
長岡京市	1						3				4
大山崎町							2				2
亀岡市	1							7			8
南丹市								3			3
京丹波町								3			3
福知山市	1								5		6
舞鶴市	1								3		4
綾部市	1								2		3
宮津市										2	2
京丹後市	1									3	4
伊根町										1	1
与謝野町										2	2
計	51	18	16	17	12	40	13	18	20	12	217

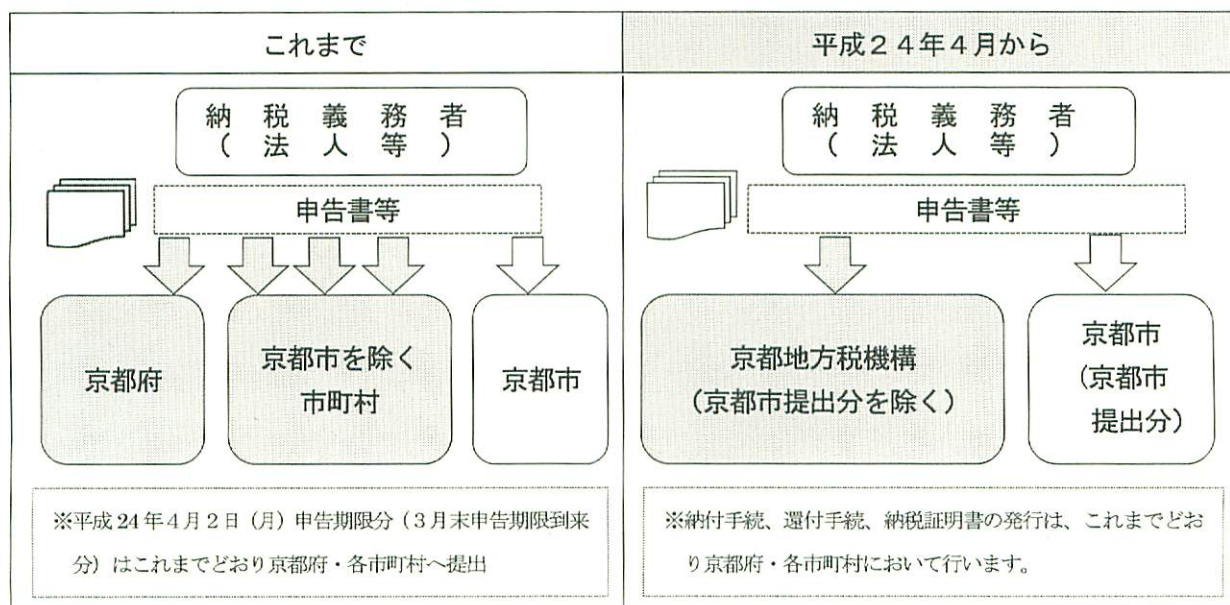
## 法人府民税・事業税及び法人市町村民税 に係る課税事務共同化の開始について

京都地方税機構

京都地方税機構では、京都府と京都市を除く府内25市町村の課税事務を共同で行うための準備を進めており、今年から、第一段として法人関係税課税事務の共同化を開始します。

本格的な課税事務の共同化は全国初で、納税者の利便性向上とより一層の公平で公正な税務行政を目指して、今後も順次、税業務を共同して行っていく予定です。

- 平成24年2月から法人府民税、法人事業税（地方法人特別税含む。）及び法人市町村民税の申告用紙の一括発送を行い、4月から申告書等の受付のほか、申告内容の登録や調査を行うなど、京都府及び各市町村が税額を決定するための各種事務を京都地方税機構で行います。
- これまで申告書等は京都府及び事業所等があるそれぞれの市町村に提出していただいていたましたが、平成24年4月からは京都地方税機構で申告書等の受付を一括して行います。



※ 京都府（京都府庁、府税事務所、京都府広域振興局）及び市役所、町村役場へもそれぞれ提出可能ですが、できるだけ京都地方税機構に提出をお願いしています。

※ 京都市への提出分は、これまでどおり京都市に提出いただくことになります。

〈平成24年4月からの申告書等提出先〉

京都地方税機構 申告センター

〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町 104-2 京都府庁西別館 4階